明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

正　誤

平成二十九年十二月二十七日（号外第二百八十三号）公布環境省令第二十九号（土壌汚染対策法施行規則の一部を改正する省令）

（原稿誤り）

八ページ改正前欄九行目の次に次を加える。

（汚染土壌の搬出の届出）

第六十一条　（略）

2　前項の届出書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。

一～六　（略）

七　汚染土壌の処理を行う汚染土壌処理施設に関する法第二十二条第一項の許可を受けた者の当該許可に係る許可証（汚染土壌処理業に関する省令（平成二十一年環境省令第十号）第十四条第一項に規定する許可証をいう。第六十四条第二項第六号において同じ。）の写し

様式第十二（第五十七条関係）

（表面）

←――――― 12センチメートル ―――――→

第　　号

土壌汚染対策法第14条第４項の規定による身分証明書

職名及び氏名

写

真

年　月　日生

年　月　日発行
年　月　日限り有効

環　境　大　臣
地方環境事務所長
都道府県知事（市長）　　印

↑―― 8センチメートル ――↓

（裏面）

土壌汚染対策法抜すい

（指定の申請）

第14条　土地の所有者等は、第３条第１項本文、第４条第２項及び第５条第１項の規定の適用を受けない土地の土壌の特定有害物質による汚染の状況について調査した結果、当該土地の土壌の特定有害物質による汚染状態が第６条第１項第１号の環境省令で定める基準に適合しないと思料するときは、環境省令で定めるところにより、都道府県知事に対し、当該土地の区域について同項又は第11条第１項の規定による指定をすることを申請することができる。この場合において、当該土地に当該申請に係る所有者等以外の所有者等がいるときは、あらかじめ、その全員の合意を得なければならない。

2　（略）

3　（略）

4　都道府県知事は、第１項の申請があった場合において、必要があると認めるときは、当該申請をした者に対し、申請に係る調査に関し報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、当該申請に係る土地に立ち入り、当該申請に係る調査の実施状況を検査させることができる。

土壌汚染対策法施行規則抜すい

第57条　法第14条第４項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す様式第12による証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

様式第十三（第五十八条第四項関係）

様式第十四（第五十八条第四項関係）　（略）

形質変更時要届出区域台帳

都道府県（又は政令市）名

整理番号		指定年月日・指定番号		所在地	
調製・訂正年月日					
形質変更時要届出区域の概況				面積	
法第14条第３項の規定に基づき指定された形質変更時要届出区域にあっては、その旨					
土壌汚染のおそれの把握等、試料採取等を行う区画の選定等又は試料採取等を省略した土壌汚染状況調査の結果により指定された形質変更時要届出区域にあっては、その旨及び当該省略の理由					
汚染の除去等の措置が講じられた形質変更時要届出区域にあっては、その旨及び当該汚染の除去等の措置					
第58条第４項９号から第11号までに該当する区域にあっては、その旨					

	報告受理年月日	指定に係る特定有害物質の種類	適合しない基準項目	指定調査機関の名称
形質変更時要届出区域内の土壌の汚染状態			含有量基準・溶出量基準・第二溶出量基準	
			含有量基準・溶出量基準・第二溶出量基準	
			含有量基準・溶出量基準・第二溶出量基準	
			含有量基準・溶出量基準・第二溶出量基準	
			含有量基準・溶出量基準・第二溶出量基準	

	届出(着手)時期	完了時期	土地の形質の変更の種類	実施者	土壌搬出	汚染土壌の処理方法
土地の形質の変更の実施状況					有・無	
					有・無	
					有・無	
					有・無	

備考　1　この用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。

2　「形質変更時要届出区域内の土壌の汚染状態」については、土壌その他の試料の採取を行った日、当該試料の測定の結果等を記載した書類を添付すること。

◉号外　五月二十一日付第一〇七号

九六ページ●同日付政府調達第九二号八八ページ

発行所　〒一〇五―八四五五　東京都港区虎ノ門二丁目二番五号　独立行政法人国立印刷局

電話　03(3587)4294

定価　一ヵ月一、六四一円（本体一、五二〇円）　本号一部一四〇円（本体一三〇円）　（配送料別）